計量法施行規則第百二十一条に基づく一般計量特別教習に関する公告

○国立研究開発法人　産業技術総合研究所公告第三十四号

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、一般計量特別教習について次のように公告する。

平成二十九年十月二十日　国立研究開発法人　産業技術総合研究所　理事長　中鉢　良治

一　受講資格　一般計量教習を修了した者

二　教習期間　平成三十年一月十日から平成三十年三月七日まで

三　教習会場　国立研究開発法人　産業技術総合研究所　計量標準普及センター　計量研修センター
〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

四　教習内容の概要　計量法（平成四年法律第五十一号）第百六十六条に規定する計量に関する業務に従事する経済産業省、都道府県、市町村、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関及び指定校正機関の職員並びに一般計量士になろうとする者に必要な技術及び実務

五　募集定員　四十名

六　受講申請書の提出期限　平成二十九年十一月十七日（必着）
ただし、最終日前でも定員になり次第受付は終了とする。

七　受講申請書の提出先
国立研究開発法人　産業技術総合研究所　計量標準普及センター　計量研修センター
〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

八　提出書類（各一通）
1　履歴書（国立研究開発法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第2）
2　受講申請書（国立研究開発法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第3）
3　写真（大きさは、縦四・五センチメートル・横三・五センチメートル、正面、半身、脱帽、提出日前三ヶ月以内に撮影したもの。裏面に氏名を自署し、履歴書に貼付すること）
4　一般計量教習の修了証書の写し又は修了証明書の写し
5　申請者本人のあて名を明記した返信用封筒（大きさは角形二号で、「簡易書留」と朱書きし、四百五十円切手を貼付のこと）

九　提出方法　郵送による場合は、簡易書留等配達の記録が残る方法で送付すること。

十　その他
国立研究開発法人　産業技術総合研究所　計量標準普及センター　計量研修センターのホームページ　https://www.nmij.jp/metroltrain/において、別紙様式等の情報を公開する。
教習の修了は受講状況及び筆記又は口述による修了試験の結果等により判定する。

○国立研究開発法人　産業技術総合研究所公告第三十五号

計量法施行規則第百二十一条に基づく環境計量特別教習（濃度関係）及び環境計量特別教習（騒音・振動関係）に関する公告

計量法施行規則（平成十三年経済産業省令第二十九号）第百二十一条の規定に基づき、環境計量特別教習（濃度関係）及び環境計量特別教習（騒音・振動関係）について次のように公告する。

平成二十九年十月二十日　国立研究開発法人　産業技術総合研究所　理事長　中鉢　良治

一　受講資格　一般計量教習を修了した者

二　教習期間

1　環境計量特別教習（濃度関係）　平成三十年一月十日から平成三十年二月二十八日まで

2　環境計量特別教習（騒音・振動関係）　平成三十年三月一日から平成三十年三月十六日まで

三　教習会場　国立研究開発法人　産業技術総合研究所　計量標準普及センター　計量研修センター
〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

四　教習内容の概要　計量法（平成四年法律第五十一号）第百六十六条に規定する計量に関する業務に従事する経済産業省、都道府県、市町村、指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関、特定計量証明認定機関及び指定校正機関の職員並びに環境計量士（濃度関係）又は環境計量士（騒音・振動関係）になろうとする者に必要な技術及び実務

五　募集定員

1　環境計量特別教習（濃度関係）　三十名

2　環境計量特別教習（騒音・振動関係）　二十名

六　受講申請書の提出期限　平成二十九年十一月十七日（必着）
ただし、最終日前でも定員になり次第受付は終了とする。

七　受講申請書の提出先
国立研究開発法人　産業技術総合研究所　計量標準普及センター　計量研修センター
〒三〇五―八五六一　茨城県つくば市東一丁目一番地一　中央第一　外周　さくら館

八　提出書類　濃度関係及び騒音・振動関係ごとに各一通
1　履歴書（国立研究開発法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第2）
2　受講申請書（国立研究開発法人　産業技術総合研究所が定める別紙様式第3）
3　写真（大きさは、縦四・五センチメートル・横三・五センチメートル、正面、半身、脱帽、提出日前三ヶ月以内に撮影したもの。裏面に氏名を自署し、履歴書に貼付すること）
4　一般計量教習の修了証書の写し又は修了証明書の写し
5　申請者本人のあて名を明記した返信用封筒（大きさは角形二号で、「簡易書留」と朱書きし、四百五十円切手を貼付のこと）

九　提出方法　郵送による場合は、簡易書留等配達の記録が残る方法で送付すること。

十　その他
国立研究開発法人　産業技術総合研究所　計量標準普及センター　計量研修センターのホームページ　https://www.nmij.jp/metroltrain/において、別紙様式等の情報を公開する。
教習の修了は受講状況及び筆記又は口述による修了試験の結果等により判定する。

車両制限令第３条第１項第２号イに定める道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条第１項の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通知する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、次のとおり指定する。

平成29年10月20日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　廣直

1．指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道475号 （東海環状自動車道）	岐阜県養老郡養老町飯積二丁目88番１から 岐阜県養老郡養老町大跡字東畑865番２まで

2．指定する期日　平成29年10月22日